

職員の特殊勤務手当に関する条例及び広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十三号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び広島県税条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第二号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

(広島県税条例の一部改正)

第二条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。
附則第十三条の三第四項中「」第二十條第三項又は第五項」を「」第二十條第二項」に、「同法第二十条第三項又は第五項」を「原子力災害対策特別措置法第二十条第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例及び広島県税条例の規定は、平成二十四年九月十九日から適用する。